

介護保険法に基づく訪問看護・介護予防訪問看護利用料金表

1、利用者負担額

法定代理受領サービス分(通常の場合)	厚生労働大臣が定める基準による額の2割
法定代理受領サービス分以外(居宅サービス計画の未届け、支給限度額を超える分、保険料滞納の場合等)	厚生労働大臣が定める基準による額(全額)

【2割負担の額】

			日中	
			訪問看護	予防訪問看護
訪問 1 回 に つ き 算 定	20分未満 ※2	看護師	626円	604円
		准看護師	563円	544円
	30分未満	看護師	940円	900円
		准看護師	846円	810円
	30分以上 60分未満	看護師	1642円	1584円
		准看護師	1478円	1426円
	60分以上 90分未満	看護師	2250円	2174円
		准看護師	2025円	1957円
理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士 1日2回を超える場合は 50/100		586円	566円	
【注】早朝(午前6時～午前8時)、夜間(午後6時～午後10時)の場合 100分の25を加算 ※1 深夜(午後10時～午前6時)の場合 100分の50を加算 ※1 ※1 厚生労働省指定の対象者に限り、月2回目以降の計画外訪問時に加算 ※2 20分未満の算定要件 週に1回以上20分以上の訪問看護の実施をしている				
加算項目		内容	利用料	
複数名訪問加算(Ⅰ)(30分未満)		2人の看護師同時に訪問看護を行う場合	508円	
		看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合	402円	
複数名訪問加算(Ⅱ)(30分以上)		2人の看護師同時に訪問看護を行う場合	804円	
		看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合	634円	
長時間訪問看護加算		特別な管理を要する利用者に90分を超える訪問を行った場合に算定	600円	
サービス提供体制 強化加算		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	12円	
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6円	

月 1 回 算 定	緊急時訪問看護加算 (月の初回訪問時に加算)	24時間対応体制実施ステーションで利用者等から同意を得た場合に算定	1148円
	特別管理加算(月初回時加算)	特別管理加算(Ⅰ) 在宅悪性腫瘍患者指導を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること	1000円
		特別管理加算(Ⅱ) 在宅酸素療法指導加算等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等であること	500円
	ターミナルケア加算	ターミナルケア実施時に算定 (介護予防訪問看護の場合を除く)	4000円
初 回 訪 問 時 算 定	退院時共同指導加算 初回の訪問時1回算定 ※特別な管理を要する物である場合、2回	退院前に指定医療機関と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提出した場合	1200円
	初回加算(退院時共同加算を算定する場合は算定できない)	新規に訪問看護計画を作成した利用者に初回の訪問を行った月に算定	600円
	看護体制強化加算 (評価加算)	看護体制強化加算(Ⅰ) ・前12月ターミナルケア加算算定者が5名以上	1100円
		看護体制強化加算(Ⅱ) ・前12月ターミナルケア加算算定者が1名以上	400円
予防看護体制強化加算 在籍看護師の割合が60%以上	看護体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)共通 ・前6月間、緊急時訪問看護加算算定者が50/100以上 ・前6月間、特別管理加算算定者が20/100	200円	

2、その他の利用料（全額自己負担）

種類	内 容		金 額	
超過料金	1時間30分を超えて訪問看護を提供する場合	日 中	午前8時～午後6時	30分毎に1,300円
		早 朝	午前6時～午前8時	30分毎に1,630円
		夜 間	午後6時～午後10時	
		深 夜	午後10時～午前6時	30分毎に2,000円
自費訪問	すべての時間自費で訪問看護を提供する場合	最初の訪問 30分		4,000円
		日 中	午前8時～午後6時	10分毎に1,000円
		早 朝	午前6時～午前8時	10分毎に1,250円
		夜 間	午後6時～午後10時	
深 夜	午後10時～午前6時	10分毎に1,350円		
交通費	ステーション車を使用した場合 千歳・恵庭以外の地域		1回の訪問毎に一律 300円	
交通費	公共交通機関利用/営業者利用(要請による)の場合		実 費	
代行費	医療機関等からの薬の受領、医療機関代行受診等		1回の代行毎に 一律500円(税込)	
死後の処置料	指定訪問看護に連続した場合		5,000円(税込)	

令和3年4月改定